家畜衛生情報

中央家保第34号-17
令和8年11月5日

福岡県みやま市でランピースキン病の発生
（我が国へ再侵入　最大級に警戒）

【概要】

疑似患畜　：1頭　　飼養状況　：　乳用牛飼養農場（経産牛70頭規模）

経緯　　：　当該牛は、皮膚病変が確認される前から泌乳量の低下が認められ着目

10月31日に診療獣医師から通報を受け、立入検査を実施

11月1日、家畜保健衛生所の検査結果を国と協議後、疑似患畜と確定

【今後の対応】

〇疑似患畜1頭を殺処分

〇感染牛の隔離、移動制限及び衛生害虫の対策を指示

〇部外者の立入制限と出入り時の消毒の徹底を指示

〇当該農場及び半径5km以内の5戸の牛飼養農場（516頭）にワクチン接種を予定

〇ワクチン接種完了後の移動制限期間21日間

〇県内すべての牛飼養農家へ注意喚起を行うとともに異常の有無を確認し、衛生害虫の対策の強化を指示

【感染方法】

・主に吸血昆虫（蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニ等）による伝播。

・汚染された飼料、水、器具を介して感染。

【症状など】

・発熱などの一般症状に加え、四肢の浮腫や多数の皮膚の結節（しこり）といった特徴的な病変を示す＜定期的に観察＞。





（写真：福岡県HP）

【発生予防・侵入防止対策】

・吸血昆虫の駆除として、殺虫剤の散布や、粘着シートを活用。

・ほかの農場で使用した器具などは、持ち込まない。
やむを得ず、飼養器具等を持ち込む場合は洗浄、消毒（エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹸など）。

【本病を疑う異状を認めた場合】

・疑わしい牛の隔離、生きた牛等の移動の自粛。

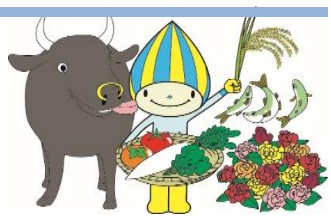
・速やかに、診療獣医師、家畜保健衛生所までご連絡ください。

岐阜県中央家畜保健衛生所

岐阜市柳戸1-1　TEL:(058)201-0530　FAX:(058)201-0531

E-mail:c24502@pref.gifu.lg.jp

休日・平日の時間外の緊急連絡はTEL:090-7024-5269まで



【発生した場合に所有者が行う　まん延防止措置】

◎発生農場における措置

（1）患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者は、患畜等を速やかに隔離するとともに、本病を疑う異状が認められた同居牛等についても他の同居牛等と接触しないようにする。

（2）畜舎等の消毒

患畜等の所有者は、畜舎等の清掃・消毒を行う。また、ベクターによる感染拡大を防止するため、殺虫剤の散布を実施するとともに、ベクター忌避剤の使用等により、患畜等にベクターが接触しないようにする。
また、敷料、排せつ物等について適切に発酵消毒（55℃で2時間又は65℃で30 分間）等を行う。
飼養管理に使用する器具等を定期的に消毒し、当該器具等を農場外に搬出する場合には　十分に消毒する。

（3）健康観察

患畜等の所有者は、患畜等の判定日から28 日間、毎日、同居牛等に本病の症状がないか徹底した健康観察を行い、本病を疑う異状が認められた場合には、速やかに家保に連絡するとともに、当該牛等の隔離を行う。

（4）移動及び出荷の制限等

発生農場の同居牛等（患畜等を除く。）については、発生農場における患畜等の殺処分完了日（当該農場において複数の患畜等が確認されている場合にあっては、全ての患畜等の殺処分完了日）から28 日目の日より後に家畜防疫員が実施する臨床検査において陰性が確認されるまでの間、他の農場、家畜市場等への移動（と畜場への出荷のための移動を除く。）が制限される。
なお、周辺農場については、発生農場を中心とした半径5㎞以内（発生状況に応じ、動物衛生課と協議の上、半径20 ㎞以内まで拡大可能）の農場の牛等について、ワクチン接種完了後21 日間が経過するまでの間、同様に、他の農場、家畜市場等への移動が制限される。

（5）殺処分

患畜等が確認された後原則として14 日間以内に当該患畜等の殺処分を行う。
また、患畜等の所有者は、患畜等の死体の処理について、家畜防疫員の指示に従い適切に埋却（又は焼却）する。

（6）汚染物品の処理

患畜等の所有者は、発生農場に由来する生乳（検体の採取が行われた時以降に当該検体を採取した牛等から搾乳されたものに限る。）について、汚染物品として、家畜防疫員の指示に従い適切な措置を行う。

◎周辺地域等における措置

家畜の所有者及び家畜市場等の家畜集合施設の所有者は、ベクターの防除を行うための殺虫剤を散布する。その際には、農場への入出場における車両の洗車・消毒だけでなく、車体や車内への殺虫剤の散布等により、ベクターを農場間で運搬しない対策を徹底する。